

建築関係設計業務等委託料算定基準等の運用

県有建築物の設計業務、工事監理業務等の委託に係る業務委託料の積算については、建築関係設計業務等委託料算定基準及び同算定要領によるが、その運用として下記のとおり定める。

記

1. 「第1章総則」関係

2. 1 (1)～(2)一般業務及び追加業務

建築関係設計業務等委託料算定要領（以下「算定要領」という。）第2章において定めている業務人・時間数の算定方法は、いずれも標準的な業務内容の場合の業務人・時間数であることから、個別の建築物に係る業務人・時間数の算定にあたっては、以下に記載する追加業務の例示等を参考とし、特別な検討その他個々の業務内容に応じ必要な追加業務の内容を適切に業務仕様書等において定めるとともに、これらの追加業務に係る業務人・時間数を適切に計上する。

算定要領第1章2. 1 (1)において、(ア)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(イ)及び(ウ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。

(ア) 一般業務に含まれる業務

- ・委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ・計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等に係る業務（申請手続及びこれに付随する詳細協議は除く。）
- ・工事費概算書の作成

(イ) 算定要領第2章2. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

- ・積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- ・透視図作成等
- ・模型製作等
- ・計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等は一般業務に含まれる。）
- ・各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）に係る法令・条例を除く。）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議

- ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・リサイクル計画書の作成
- ・概略工事工程表の作成
- ・営繕事業広報ポスターの作成
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県有施設的设计等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室的设计に係る特別な検討等)
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・県有施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- ・木造化手法に係る検討
- ・実験設備に係る検討
- ・内部雷保護設備に係る検討
- ・構内情報通信網設備に係る検討
- ・音声誘導設備に係る検討
- ・排水処理設備に係る検討
- ・雨水・排水再利用設備に係る検討
- ・蓄熱システムに係る検討
- ・雪冷房設備に係る検討
- ・電波障害に関する近隣説明への協力
- ・都市計画法による許可申請
- ・景観法第16条第5項に基づく通知
- ・コスト縮減検討中間報告書
- ・コスト縮減検討報告書
- ・自然公園法・河川法等の関係申請手続業務

(ウ) 算定要領第2章3. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

(イ) のほか、次に掲げる業務とする。

- ・既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）が現存しない場合における改修工事の設計に必要な設計図書の復元に係る業務

算定要領第1章2. 1（2）において、次に例示する業務は、追加業務の範囲となるものとする。

- ・完成図の確認

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

また、追加業務については、通常的设计業務の成果物たる设计図書以外に業務成果物(〇〇検討書、〇〇計画書等)を設定するなど、業務の履行に関する適切な措置をとる必要がある。

なお、いわゆる「積算業務」及び「完成図の確認」業務については、営繕工事に係る设计業務等において通常必要な追加業務であることから、算定要領第2章2.3(1)、3.3及び5.4において標準的な業務人・時間数の算定方法を示している。

2.3 床面積の合計

新営工事に係る设计業務委託料の算定で用いる床面積の合計は建築基準法(昭和25年法律第201号)上の面積(各階の水平投影面積の合計)であるが、设计業務の発注時には正確な床面積の合計は定まっていないことから、予算等に基づく計画面積をもって業務委託費を算定できるものとする。営繕計画の内容及び建築基準法のそれぞれに基づく床面積の合計の計算方法の違いに起因して必然的に著しい差異が生じる場合は、これを適切に考慮して業務人・時間数の算定を行う。また设计業務委託に係る入札契約手続においてもその条件を明示する。

2.6 特別経費

特別経費となる項目を以下に例示する。

- ・交通費(出張旅費)
- ・閲覧用図面印刷費
- ・RIBC利用料金については、1契約につき、1月分(1ライセンス)とする。

2. 「第2章業務人・時間数の算定方法」関係

2.2、5.2 一般業務に係る業務人・時間数の算定における建築物の類型(告示別添二による建築物の類型と県有施設の関係)

算定要領第2章2.2及び5.2において引用する令和6年国土交通省告示第8号(以下「告示8号」という。)別添二に掲げられている建築物の類型と、個別の県有施設の類型との対応関係については、表1に示す例示を参考に、当該県有施設の用途等に応じて適切に判断すること。なお、表1は県においてその整備を担当することがある典型的な施設類型の例であり、施設名称や所管する部局の別のみをもって判断するべきものではないことに留意すること。

また、複数の類型、用途に属する部分を有する施設については、设计与条件との関係等を適切に考慮して分類及び業務人・時間数の算定について判断すること。

(表1) 建築物の用途等と県有施設の対応

建築物の類型	建築物の用途等			
	第1類 (標準的なもの)		第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)	
	第1類に係る告示の 例示	第1類に属する県有 施設	第2類に係る告示の 例示	第2類に属する県有 施設
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場	倉庫等	立体倉庫、物流ターミナル等	防災・除雪・道路管理ステーション等
第二号	組立工場等	艇庫、厩舎、畜舎等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等	
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等		屋内プール、スタジアム等	屋内プール等
第四号	事務所等		銀行、本社ビル、庁舎等	事務庁舎等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット等		百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等	展示施設(資料館)等
第六号	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	宿舎、寮等		
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等			
第八号	大学、専門学校等	職業訓練校、訓練所等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等	研究所、検査所、検疫所、観測所、測候所、監視所、検潮所、射撃場等
第九号	ホテル、旅館等		ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等	保養所等
第十号	病院、診療所等		総合病院等	病院等
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	療養所、リハビリテーションセンター、視力障害センター、労災特別介護施設、社会保険介護老人保健施設等		
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	会議場、会館、障害者交流センター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等	研修所、美術館、博物館等
第十三号	戸建住宅等(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)			
第十四号	戸建住宅等(詳細設計を必要とするもの)			
第十五号	その他の戸建住宅等			

2. 2 適用規模の範囲外となる場合の一般業務に係る業務人・時間数

床面積の合計が算定要領別表1-1における適用規模の範囲外となる建築物の設計等に係る業務人・時間数は、建築物の類型に応じて、算定要領別表1-1の係数を用いて、算定要領第2章2.2(1)及び5.2(1)の算定式により算定することができるものとする。ただし、この場合において、業務分野ごとに、算定対象の建築物と同一

の類型における第1類と第2類それぞれの業務人・時間数を算定し、第1類による場合の算定値が第2類による場合の算定値を上回る場合は、表2に掲げる類の算定値を採用する（第2類が存在しない第六号、第七号及び第十一号を除く。）。

(表2) 第1類と第2類の算定値が逆転する場合に採用する算定値

建築物の類型	床面積の合計が適用規模の最小値を下回る場合	床面積の合計が適用規模の最大値を上回る場合
第一号、第三号、第四号、第五号、第九号、第十号	第1類	第2類

2. 2 (3)、5. 2 (2) 難易度係数

木造の建築物の設計（総合・構造）及び工事監理（構造）に係る業務人・時間数の算定に当たっては、算定要領第2章2. 2 (3) 及び5. 2 (2) に準じて、難易度係数による補正を行うことができるものとする。この場合、算定要領において引用している告示8号別添三第3項及び第4項の各表における「木造の建築物」の欄に掲げる係数を用いることができる。

2. 2 (4)、5. 2 (3) 複合建築物の算定方法

複数の用途（告示8号別添二の類型）により構成される建築物であっても、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

なお、複合建築物の算定方法については、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」（業務報酬基準検討委員会 編）（公益社団法人 日本建築士会連合会 発行）（以降「業務報酬基準ガイドライン」とする。）の5-4-2、6-2-2を参考とすることができる。

2. 3 (1) 追加業務（積算業務）の業務人・時間数

算定要領では工事費の積算業務について、①積算数量算出書の作成、②単価作成資料の作成、③見積収集及び④見積検討資料の作成の業務を併せて委託する場合の業務人・時間数を示している。①から④のうち一部の業務を分割して委託する場合は、表3の細分率を参考とすることができる。

(表3) 積算業務に係る業務細分率

積算業務項目	積算業務に係る業務細分率
積算数量算出書の作成	0.51
単価作成資料の作成	0.18
見積収集	0.19
見積検討資料の作成	0.12

3. 2 改修工事の設計業務に係る業務人・時間数

改修工事の設計業務に係る業務人・時間数の算定においては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 計画通知又は建築確認申請が必要な場合は、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」に係る業務人・時間数を別途適切に計上する。
- (2) 複雑度とは、実施設計図書の作成に必要な検討、各種計算、発注者との協議等を含めた実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いを設定するものである。
- (3) 改修工事の設計の業務内容は個別性が高いため、複雑度を図面毎に設定するほか、一般業務に含まれない業務は追加業務として計上するなどにより業務人・時間数を適切に計上することとしているが、その上でも平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる業務である場合に、実情に応じて業務人・時間数を補正できるものとしている。難易度による補正を行うに当たっては、この趣旨を十分に理解のうえ0.1から2.0の範囲を目安に設定する。
- (4) 解体工事における算定については、設計に係る業務に関する算定方法2【改修工事】(図面目録に基づく算定方法)によることとし、各図面の複雑度を判定して設定すること。
- (5) 図面1枚毎の業務人・時間数の算定式は、実施設計図面を作成するうえで参考となる既存図面を発注者が貸与する場合を基本としている。このため、既存図面及び書式をCADデータ等の編集可能なデータ形式により提供(紙、PDF形式の電子データ等をそのまま使用して作図可能である場合を含む。)し、かつ、受注者がそれを利用することにより設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合に、その低減分を考慮する必要がある。この低減のための係数である「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、0.7を標準として設定する。なお、既存図面を紙、PDF形式の電子データ等により提供する場合(それらをそのまま使用して作図可能である場合を除く。),「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は1.0を標準として設定する。また、参考となる既存図面を提供できず、受注者が実施設計図面の作成に当たり、現地の実測調査等を実施する必要がある場合は、これに係る業務人・時間数を追加業務に適切に計上する必要がある。

4. 2 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数

設計意図伝達業務は、実際の設計業務を実施した結果に応じて設定された「設計図書等の定め」によりその業務内容、仕様が確定する。このため、設計意図伝達業務に係る業務人・時間数の算定にあたっては、算定要領第2章4.2(1)により、設計業務の終了前に設計業務の受託者と協議した内容その他の情報をもとに適切に設定することを基本とする。なお、この場合、設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、要領別表2-2における業務細分率に応じた業務人・時間数とは必ずしも一致しないことに留意する。

5. 3 改修工事の工事監理業務人・時間数

改修工事の工事監理に係る業務人・時間数については、設計業務とは異なり、作業可能日・時間、作業可能エリア、音・振動などの施工条件が様々であり、またこれら

の条件の多くは業務の受注者の業務体制上の工夫や努力で解消できる性質のものではないことから、仮に同等の内容の工事であっても必要な業務人・時間数は大きく異なる。このため、算定要領においても一律に業務人・時間数を算定する方法は示しておらず、前述のような施工条件等を考慮のうえ必要業務人・時間数を算定すること。

実際の業務委託に係る業務人・時間数の算定は、工事の発注に際し想定された工期、施工条件をもとに、工事監理業務委託特記仕様書で示した業務内容に応じて必要な人・時間数を計上する方法などにより適切に業務人・時間数を設定する。

3. 「第3章対象外業務率の考え方」関係

対象外業務率は、一般業務のうち業務委託内容に含まれない（設計業務等の受注者が実施しない）業務があり、そのことについて契約図書等において明確な定めがある場合にのみ、当該委託内容に含まれない業務に即して業務人・時間数を算定することができることとしているものである。従って、業務委託契約書、業務仕様書等において一般業務のうち契約の対象外である内容が明確に記述されていない場合又は対象業務の内容が明確に限定されていない場合は、対象外業務率を設定できないことに留意すること。

4. 【標準工期の算定】

(1) 設計委託の標準工期の算定

建築物の設計業務委託の工期は次式を標準とする。

$$\text{工期} = A1 + A2 + A3 + A4$$

A1：標準工期算定式（表－2の類別に対応する表－3の算定式）

A2：夏期休暇・年末年始休暇として、それぞれ7日を加算する。

A3：委託業務確認検査期間等として10日を加算する。

A4：業務内容による補正日数（表－3－1）

表－2

類 別	建築物の用途等	備 考
第 1 類	工場、車庫、市場、倉庫等	
第 2 類	体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、店舗、共同住宅、寄宿舎等	第1類の建築物のうち第2類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む
第 3 類	美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、宿泊施設、病院、診療所、複合建築物等	第1類又は第2類の建築物のうち第3類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む
第 4 類	一般的な木造戸建て住宅	

表－3

分類	種別	標準工期	備考
新 営	第1類	$Y = 87.35 \times A^{0.289}$ $+ [(87.35 \times A^{0.289}) / 30 \times 2]$	
	第2類	$Y = 97.05 \times A^{0.289}$ $+ [(97.05 \times A^{0.289}) / 30] \times 2$	
	第4類		
	第3類	$Y = 106.76 \times A^{0.289}$ $+ [(106.76 \times A^{0.289}) / 30] \times 2$	
改 修		$Y = 72.78 \times A^{0.289}$ $+ [(72.78 \times A^{0.289}) / 30] \times 2$	大規模改修工事 耐震改修工事

Y：標準工期、10日未満切上げとして、10日単位とする。

A：総工事費（億円）、5,000万円以下は、0.5億円と読みかえる。

（注）1. 新営工事は、基本設計及び実施設計、改修工事は実施設計に関する設計期間とする。

2. 基本設計、実施設計分離の場合は、基本設計30%、実施設計70%として算定することを標準とする。

3. 日数には、土曜日、日曜日及び祝祭日を含む（4週8休対応）。

4. 耐震改修工事については、改修の算定式中のAを総工事費（億円）の1/2に低減する。

（低減後のAが5,000万円以下となる場合は、0.5億円と読みかえる。）

5. 小規模工事、小規模改修工事については、実状にあわせて勘定する。

(2) 工期の補正 (A4)

以下を参考に標準工期を補正する。

表-3-1

項目	補正内容	加算日
法令関係	計画通知手続き期間 (構造計算審査判定及び省エネ計算適合判定を含む)	35日～70日
	自然公園法等手続き期間	適宜
設計手法	ワークショップ実施期間	7日程度
	設計VE実施期間	7日程度
	景観シミュレーション検討期間	7日/
	省エネルギー計画書、計算書等作成期間	7日～35日
設計条件	特に複雑な設計条件を有する施設の設計	適宜
	極めて内容の特殊な施設の設計	
改修工事	既存施設の状況調査期間	7日程度
	施設管理者等との協議期間	7日程度
その他	別途実状に合わせて補正する。	適宜

5. 【端数処理】

設計業務等委託料算定に係る数量又は金額の端数は、次の(1)(2)の規定による。

(1) 委託料算定設計書に係る数量

- イ) 端数処理は、四捨五入とする。
- ロ) 表により算出するものについては、表による。(注意書きを含む。)
- ハ) 図面枚数は、0.5枚単位とする。
- ニ) 図面1枚当たりの所要工数は、小数点以下第1位とする。
所要工数の総計は、建築と設備の小計毎に整数とする。
- ホ) 業務人・時間数は整数とする。
- ヘ) 業務人・日数は整数とする。

(2) 委託料算定設計書に係る金額

- イ) 資材単価・材工共単価の端数処理については、設計資材単価等決定基準による。
- ロ) 金額の端数処理は、業務価格の合計の額を千円未満切捨てとする。

(参考資料)

「県有施設の算定要領」において引用している告示の規定等

(1) 建築物の類型

算定要領第2章2.2(1)及び5.2(1)において引用している告示98号別添二第一号から第十五号に掲げる建築物の類型は次のとおり。

告示8号別添二

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計を必要とするもの)
第一号 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
第三号 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
第六号 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	—
第七号 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
第九号 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
第十号 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
第十一号 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	—
第十二号 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
第十三号 戸建住宅(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)	戸建住宅等	
第十四号 戸建住宅(詳細設計を必要とするもの)	戸建住宅等	
第十五号 その他の戸建住宅	戸建住宅等	

(注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の種類の混在する建築物は、本表には含まれない。

2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

(2) 難易度係数

算定要領第2章2.2(3)及び5.2(2)において引用している告示8号別添三第3項から第5項の表は次のとおり。

告示8号別添三

第3項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	—	1.30
木造の建築物	1.08	1.13

第4項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.13	1.25
特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物（国土交通省の認定を要するものを除く。）又は免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	1.22	1.23
木造の建築物	1.02	1.16

第5項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.09	1.35
特別な性能を有する設備が設けられている建築物	1.21	1.08

(参考) 難易度係数の考え方

「業務報酬基準ガイドライン」において、難易度係数による補正の対象建築物として主に想定している事例が下記のとおり示されている。

難易度による補正の対象建築物	難易度係数		主に想定している事例
	設計	工事監理等	
[総合] (告示別添三第3項関係)			
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	設定なし	1.30	<ul style="list-style-type: none"> ・上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、構造、設備との調整・統合を含め特別な対応や検討を要する計画を行わなければならない場合 ・著しい高低差がある敷地の場合 ・特殊な平面形状の敷地の場合 ・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合 等
木造の建築物	1.08	1.13	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物 (設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など) の場合 等
[構造] (告示別添三第4項関係)			
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.13	1.25	<ul style="list-style-type: none"> ・上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、構造において特殊な検討を要する計画を行わなければならない場合 ・地下が深く、土圧・水圧への特別な配慮を行わなければならない場合 ・塔状比の大きい建築物で特別な引抜き抵抗を要する場合 ・スキップフロアやスロープを有し、「階」の概念が特殊となる場合 ・架構の平面形状が円形や三角形などで水平荷重時解析に0°、90°以外の角度の解析が必要となる場合 ・渡り廊下等で変形が拘束され、特別な配慮が必要となる場合 ・支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合 ・軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合 ・地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合 ・隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合 ・著しい高低差がある敷地で、片土圧の影響が大きい場合 等
特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。) 又は免震建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.22	1.23	<ul style="list-style-type: none"> ・塔状建物や超高層建物で、風の影響の検討 (風応答解析など) を必要とする場合 ・プラントや複数のクレーンを持つ工場など特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 ・精密機械工場など特別な使用性能の検討を要する場合 ・著しく長大な建築物で温度変化の影響の検討を要する場合 ・特別な構造基準を要する場合 (スロッシング荷重確認のための容器構造設計指針、居住性性能指針、プレストレス指針、CFT指針など) ・木造準耐火建築物で燃え代設計を行う場合 ・CLTなど比較的新しい工法で建てる建築物で、調査・研究が必要となり設計に時間がかかる場合 ・伝統的な構法で建てる建築物で、高度な解析を伴う限界耐力

			<p>計算が必要となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意形状応力解析やFEM解析が必要となる建築物の場合 膜構造、ケーブル構造、プレストレスコンクリート造など特殊工法を適用する場合 告示による免震建築物の場合 等
木造の建築物	1.02	1.16	<ul style="list-style-type: none"> 許容応力度計算を行う木造建築物部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など) の場合 等
[設備] (告示別添三第5項関係)			
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.09	1.35	<ul style="list-style-type: none"> 上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、設備において特殊な検討を要する計画を行わなければならない場合 大空間や大スパン等の平面又は断面が著しく複雑な建築物の場合 木造建築物等における設備ダクト、配管、配線の貫通不可や直天等の建築計画に応じた著しく複雑な設備計画を要する場合 計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 公共インフラ(給排水、ガス、電気)との接続が困難、既存インフラ(給排水、ガス、電気)の切回しや盛替え等が生じるなど複雑なインフラ検討を要する場合 等
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.21	1.08	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー性能指標(BE I)が0.8以下を求められる高度な設備計画を要する場合 コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 室内環境・快適性・機能性等の向上及び確保のため、避難・人間行動、温熱環境、通風、照明、音響環境、ほかを高める検討を行う場合 第1類(標準的なもの)の建築物用途に、第2類(複雑な設計等を必要とするもの)相当レベルの快適性・機能性を高める設備を付加する場合

(参考) 複合建築物の算定の考え方

要領 2. 2 (4)、5. 2 (3) 複合建築物の算定方法について、主たる用途が明らかである場合以外の業務量の算定については、以下の状況別により算定することができるものとする。(業務報酬基準ガイドラインの抜粋)

① 複数用途が構造的に完全に区分可能な建築物に係る算定準用イメージ

・ 複数の用途から構成される建築物で、エキスパンジョイント等により構造的に完全に区分されているような場合の業務量算定方法 (業務量は「業務人・時間数」と同じものとする。以下同じ)

条件： 用途① (X m²)、用途② (Y m²)

	総合		構造		設備	
	用途①	用途②	用途①	用途②	用途①	用途②
床面積	X	Y	X	Y	X	Y
業務量*	a	b	c	d	e	f
複合化係数(設計)	1.06		0.91		1.07	
複合化係数(監理)	1.05		0.89		0.92	
業務量計	(a + b) × 複合化係数		c + d		(e + f) × 複合化係数	
総業務量	(a + b) × 複合化係数(総合) + c + d + (e + f) × 複合化係数(設備)					

※対象外業務率を反映した業務量 (積算業務の場合は対象外業務率を反映させない)

※難易度係数による補正を反映した業務量 (積算業務の場合は補正を反映させない)

※構造的に完全に区分されている場合は、それぞれの建築物で構造計算を行うため、複合化による影響は考慮しない。

② 複数用途で、独立運用が可能な建築物に係る算定準用イメージ

・ 建築物の用途ごとに独立した動線 (避難経路を除く) が計画されており、用途ごとに単独で施設運用 (付帯設備 (駐車場・機械室等) の共用は施設運用に含まれないものとする) が可能な場合の業務量算定方法

条件： 用途① (X m²)、用途② (Y m²)

	総合		構造		設備	
	用途①	用途②	用途①	用途②	用途①	用途②
床面積	X	Y	X	Y	X	Y
業務量*	a	b	c	d	e	f
複合化係数(設計)	1.06		0.91		1.07	
複合化係数(監理)	1.05		0.89		0.92	
業務量計	(a + b) × 複合化係数		(c + d) × 複合化係数		(e + f) 複合化係数	
総業務量	(a + b) × 複合化係数(総合) + (c + d) 複合化係数(構造) + (e + f) 複合化係数(設備)					

※対象外業務率を反映した業務量 (積算業務の場合は対象外業務率を反映させない)

※難易度係数による補正を反映した業務量 (積算業務の場合は補正を反映させない)

・ 算出した総業務量が、各用途の単独用途とした場合の業務量のうちの少ない方の業務量より多い場合採用可能。

附則

本運用は令和元年10月1日以降起工するものより適用する。

本運用は令和2年4月8日以降起工するものより適用する。

本運用は令和3年10月15日以降起工するものより適用する。

本運用は令和6年10月15日以降起工するものより適用する。